

●特にことわりのないものは発行日から申し込みを受け付けます。 ●費用等の記載がないものは無料です。

お知らせします

認可外保育施設の情報提供します

埼玉県ごとも家庭課では、9月3日から県内にある認可外保育施設の情報をホームページで公開しています。

【アドレス】

<http://www.pref.setagaya.jp/A04/BM00/ninkagai/hyoushi.htm>

これに伴い市では、市内にある家庭保育室・ベビーホテル・その他の認可外保育施設の情報を提供を始めました。

施設名・住所・電話番号・児童数・保育従事者の状況・施設の状況・保育の内容など、各施設から提出された施設調書を、市役所1階・児童福祉課で閲覧できますので、どうぞご利用ください。

問い合わせ

児童福祉課 (☎ 998-1124)

「存じですか? 国民年金保険料の免除制度

印有効です。
受け付け・問い合わせ 10月5日
(金)までに市役所1階・商工課に

ある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1
/☎ 998-91155)へ提出(郵送可)

届の提出が必要です。
児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定期間に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合、ただし夜間・通信制・海外の大

学は除きます。
●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピーカード)を確認させていただきます。

一般免除制度は、社会保険事務所を世帯全員の所得や現在の生活状況などの審査が行われます。

「納められないから」と未納にしておかず、国民年金課へご相談ください。

●公務員の方は勤務先で申請して下さい。

●市役所2階・収税課

と き 9月30日(日)午前8時30分~午後5時

ところ

個人の市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ

収税課(☎ 998-9107)

印有効です。

受け付け・問い合わせ 10月5日

(金)までに市役所1階・商工課に

ある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1
/☎ 998-91155)へ提出(郵

送可)

届の提出が必要です。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定期間に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合、ただし夜間・通信制・海外の大

学は除きます。

●一般免除制度: 所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピーカード)を確認させていただきます。

一般免除制度は、社会保険事務所を世帯全員の所得や現在の生活状況などの審査が行われます。

「納められないから」と未納にしておかず、国民年金課へご相談ください。

●公務員の方は勤務先で申請して下さい。

●市役所2階・収税課

と き 9月30日(日)午前8時30分~午後5時

ところ

個人の市・県民税、固定

資産税・都市計画税、軽自動車

税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ

収税課(☎ 998-9107)

印有効です。

受け付け・問い合わせ 10月5日

(金)までに市役所1階・商工課に

ある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1
/☎ 998-91155)へ提出(郵

送可)

届の提出が必要です。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定期間に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合、ただし夜間・通信制・海外の大

学は除きます。

●一般免除制度: 所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピーカード)を確認させていただきます。

一般免除制度は、社会保険事務所を世帯全員の所得や現在の生活状況などの審査が行われます。

「納められないから」と未納にしておかず、国民年金課へご相談ください。

●公務員の方は勤務先で申請して下さい。

●市役所2階・収税課

と き 9月30日(日)午前8時30分~午後5時

ところ

個人の市・県民税、固定

資産税・都市計画税、軽自動車

税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ

収税課(☎ 998-9107)

印有効です。

受け付け・問い合わせ 10月5日

(金)までに市役所1階・商工課に

ある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1
/☎ 998-91155)へ提出(郵

送可)

届の提出が必要です。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定期間に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合、ただし夜間・通信制・海外の大

学は除きます。

●一般免除制度: 所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピーカード)を確認させていただきます。

一般免除制度は、社会保険事務所を世帯全員の所得や現在の生活状況などの審査が行われます。

「納められないから」と未納にしておかず、国民年金課へご相談ください。

●公務員の方は勤務先で申請して下さい。

●市役所2階・収税課

と き 9月30日(日)午前8時30分~午後5時

ところ

個人の市・県民税、固定

資産税・都市計画税、軽自動車

税、特別土地保有税、事業所税等

問い合わせ

収税課(☎ 998-9107)

印有効です。

受け付け・問い合わせ 10月5日

(金)までに市役所1階・商工課に

ある推薦書に必要事項を記入し、商工課(〒359-8501・並木1-1-1
/☎ 998-91155)へ提出(郵

送可)

届の提出が必要です。

児童手当の支給開始・手当額改定は、認定請求・手当額改定期間に規定されている学校の学生で、本人の所得が一定以下の場合、ただし夜間・通信制・海外の大

学は除きます。

●一般免除制度: 所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望する方は、国民年金課または各出張所に備え付けの免除用紙に記入・押印し、提出してください。学生納付特例制度を申請希望の方は学生証(コピーカード)を確認させていただきます。

●一般免除制度: 所得が低く納付が困難な場合。

●学生納付特例制度: 学校教育法に規定されている学校の学生で、他の認可外保育施設の情報を提供を始めた。

免除制度を希望

エコとこ伝言板

第17回

『家電リサイクル法』情報

家電4品目の現況報告！

平成13年4月1日から家電リサイクル法が施行され、市民の皆さんのご理解により円滑な運用が図られています。

最新情報として、法施行後の状況についてお知らせします。

所沢市協力店による家電4品目の引き取り状況

市民の皆さんのが不用になった家電4品目を処分する際には、購入した家電小売店等に引き取りが義務づけられていますが、「以前に購入したお店が遠い、または分からない」場合について、市では、市内協力店の皆さんにご協力をいただき引き取りを行っています。

協力店については、広報3月20日号「号外」をご覧いただか、清掃総務課にお問い合わせください。

■協力店の月別家電4品目引き取り台数

月	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	テレビ	合計
4月	33台	24台	29台	31台	117台
5月	41台	21台	27台	38台	127台
6月	30台	37台	28台	40台	135台
7月	34台	34台	29台	47台	144台
合計	138台	116台	113台	156台	523台

◎引き取り台数は、買い替え時等を除いた台数です。

法施行後の家電4品目の不法投棄の状況

家電リサイクル法の施行により、排出者（市民の皆さん）に、家電メーカーの行うリサイクル費用と家電小売店等が行う収集・運搬費用の負担が求められ、不法投棄の増加が懸念されていましたが、法施行後の家電4品目の不法投棄の状況は下記のとおりです。

■家電4品目月別不法投棄台数

月	冷蔵庫	エアコン	洗濯機	テレビ	合計
4月	6台	4台	2台	23台	35台
5月	8台	11台	6台	30台	55台
6月	11台	2台	4台	15台	32台
7月	7台	4台	5台	12台	28台
合計	32台	21台	17台	80台	150台

■場所別の不法投棄割合

場所	割合	場所	割合	場所	割合
山林	28.7%	畠	2.0%	持ち込み	4.0%
路上	24.7%	集積所	6.7%	その他	33.9%

◎その他は、河川敷等です。

市では、不法投棄多発地点での不法投棄物の撤去およびパトロールなどを実施し、不法投棄の防止に努めていますが、依然として後を絶ちません。不法投棄は違法行為で、法律によって罰せられます。

家電リサイクル法の趣旨とリサイクルの仕組みをご理解いただき、不適正処理の根絶にご協力をお願いします。

問い合わせ 清掃総務課（☎998-9146）

参加しませんか

所沢市民フェスティバル
当日スタッフを募集します

秋の一大イベント「所沢市民フェスティバル」は、今年も所沢航空記念公園を会場に開催（10月27日土・28日日）します。

所沢市民フェスティバル実行委員会では、フェスティバル当日の運営や各コーナーの手伝いをしてくださるスタッフを募集します。

応募資格 どなたでも可
募集期間 9月28日（金）まで

応募方法

▼はがき・FAXで応募の場合：
①名前（ふりがな）②郵便番号
明記し、同実行委員会事務局へ送付

▼応募用紙の場合：同実行委員会事務局に備え付けの申し込み用紙に記入の上、窓口へ提出

募集します

平成14年度養成部生徒募集

対象 将来、知的障害関係の福祉分野で仕事をしたい方で、4年生大学を卒業（卒業見込みを含む）した方、または保育士の資格を有する（取得見込みを含む）方

修業年限 平成14年4月～15年3月

入学金 5万円

授業料 年額11万4,000円

◎宿舎制です（特例有り）。

応募先・問い合わせ 国立秩父学園附属保護指導職員養成所（北原町860／☎992-4137）

特別養護老人ホーム「飛鳥野の里」のスタッフを募集します

平成14年4月に新しくオープンする特別養護老人ホーム「飛鳥野の里」（神米金5005）のスタッフを募集します。

①看護婦（士）・准看護婦（士）の資格を有する方
②特別養護老人ホームでの看護経験を有する方
③普通運転免許（A-T可）を有する方

募集します

所沢市戦没者追悼式

とき 9月28日（金）午前10時～
ところ 市民文化センターミユーズ・中ホール
問い合わせ 福祉総務課（☎998-926-8202）へ提出（郵送可）

選考方法 面接ほか
採用時期 10月中旬（予定）
応募先・問い合わせ 履歴書を所沢市社会福祉協議会総務課（〒359-1143・宮本町1-1-2／☎998-926-8202）へ提出（郵送可）

開催します

と き 11月2日（金）午後6時～
ところ さいたまスーパーアリーナ（さいたま市上落合2-27）
8時30分（終了予定）
【出演】

乱用防止運動埼玉大会

麻薬・覚せい剤

【】

水漏れの修繕

10月の休日受付当番

所沢市水道部 ☎921-1100

水道部では24時間体制で水漏れにあたっています。修繕は、所沢市指定給水装置工事事業者が行い、費用は依頼主の負担となります。
10月の休日受付当番は次のとおりです。

日(曜日)	当 番	電話番号
6日(土)	(有) 水村設備工業	948-4455
7日(日)	(有) 東邦設備工業所	944-3880
8日(祝)	協立管工	暁 948-5515 夜 924-0337
13日(土)	小寺水道工業(有)	944-0906
14日(日)	(株) 糟谷設備工業所	暁 923-8888 夜 923-8349
20日(土)	(有) 興伸設備	942-4907
21日(日)	(有) 本田技管	948-1300
27日(土)	(有) 須田設備	暁 922-7022 夜 922-0981
28日(日)	(有) 中村水道工事店	暁 992-0981 夜 992-0980